

# 重要事項説明書（放課後等デイサービス）

（令和 8 年 1 月 1 日現在）

## 1. 事業者の概要

事業者（法人）名	株式会社ツーピースコーポレーション			
代 表 者	役職名	代表取締役	氏 名	佐藤 聰
所 在 地 電 話 番 号	住所 〒779-3117 徳島県徳島市国府町日開字中 898 番地 4 TEL 088-678-8211 FAX 088-678-8174			

## 2. 事業所の概要

事 業 所 の 名 称	あいちゃん家		
所 在 地 電 話 番 号	住所 〒779-3117 徳島市国府町日開字中 898 番地 4 TEL 088-678-8297 FAX 088-678-8174		
事 業 所 番 号	3650100690	指定取得日	平成 29 年 3 月 1 日
事 業 種 別	放課後等デイサービス		
管 理 者 名			
事 業 の 目 的	株式会社ツーピースコーポレーションが設置経営するあいちゃん家（以下「事業所」という。）が行う児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業（以下「障がい児通所支援」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の指導及び保育士（以下「従業者」という。）が、障がい児に対し、適正な障がい児通所支援を提供することを目的とする。		
運 営 の 方 針	当事業所の従業者は、障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。		
主 た る 対 象 者	身体障がい児、知的障がい児、発達障がい児		

### 3. 利用定員

利用定員	20人
------	-----

### 4. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	常勤換算後の人数	資格	業務内容
管理 者				児童指導員	当事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
児童発達支援 管理責任者	1名	名	名	児童指導員	個別支援計画の作成の業務のほか、当事業所に対する障がい児通所支援の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の、サービス内容の管理等を行うものとする。
保育士 (児童指導員)	2名 (2名)	3名 (3名)		保育士	個別支援計画に基づき障がい児及び、障がい児の保護者に対し適切に指導等を行うものとする。
機能訓練担当職員	2名	名	名	言語聴覚士 作業療法士	特別支援計画に基づき障がい児に対し、適切に、指導等を行うものとする。
その他従業者	名	1名	名		個別支援計画に基づき障がい児及び、障がい児の保護者に対し適切に指導等を行うものとする。

### 5. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日・イベント等開催する場合のみ土曜日 (祝祭日及び8月12日から8月15日、12月30から1月3日を除く)
営業時間	午前9時から午後5時 (事務所はこの時間あいてます)
サービス提供時間	学業日：午後1時から午後5時 学休日：午前10時から午後5時 (朝・夕方の延長はご相談ください)
実施地域	徳島市、石井町

## 6. サービスの内容

- (1) 当事業所では、「個別支援計画」に基づき、サービスを提供します。  
「個別支援計画」には、利用者の意向や心身の状況を踏まえた具体的なサービス内容やサービス実施日などが記載してあります。  
「個別支援計画」については通所給付決定保護者に説明し、同意をいただきます。
- (2) サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かり易いように説明します。  
もし、わからない事があればいつでも職員にご質問ください。
- (3) 送迎サービス  
事業所の所有する車両により、障がい児を居宅及び学校と当事業間の送迎を行う。
- (4) 療育
  - 健康・生活…生活の中で計画を立てる力
  - 運動・感覚…手先の動き、力の入れ方等の習得
  - 認知・行動…空間認知力の向上、指示の読み取り
  - 人間関係・社会性…わからない所でヘルプを出せる
  - 言語・コミュニケーション…指示理解、友達との協力

上記をもとに個別支援計画を作成し、専門職員がＳＴ・ＯＴ・ＳＳＴを実施します。

## 7. サービス利用料金

下記の料金表の通り、サービス利用料金から障がい児通所給付費等の給付額（全額の9割=法定代理受領する金額）を除いた金額（全体の1割=利用者負担額）を通所給付決定保護者にお支払いいただきます。ただし、その月の利用者負担額が受給者証に記載のある月額負担上限額を超える場合、その上限額以上の負担はありません。

ご利用サービス		利用料金	利用者負担
基本料金 (1日につき)	区分1 (30分以上1時間30分以下)	3,820円	382円
	区分2 (1時間30分超3時間以下)	4,060円	406円
	区分3 (3時間超5時間以下)	4,430円	443円
児童指導員等加配加算 (1日につき)	常勤専従・5年以上	1,250円	125円
	常勤専従・5年未満	1,010円	101円
	常勤換算・5年以上	820円	82円
	常勤換算・5年未満	710円	71円
専門的支援体制加算 (1日につき)		820円	82円
専門的支援実施加算 (1回につき) ※月最大6回限度		1,500円	150円
福祉専門職員配置等加算 (1日につき)	(I)	150円	15円
	(II)	100円	10円
	(III)	60円	6円
個別サポート加算 (I)	①	900円	90円
	②	1,200円	120円
送迎加算 (片道1回につき)		540円	54円
欠席時対応加算 (1回につき) ※月4回まで		940円	94円
家庭支援加算I (1回につき) ※月4回限度	居宅を訪問(1時間以上)	3,000円	300円
	居宅を訪問(1時間未満)	2,000円	200円
	事業所で対面	1,000円	100円
	オンライン	800円	80円
家庭支援加算II (1回につき) ※月4回限度	事業所で対面	1,000円	100円
	オンライン	800円	80円
子育てサポート加算 (月4回を限度)		800円	80円
利用者負担上限額管理加算 (ひと月につき)		1,500円	150円
延長支援加算 (1日につき)	30分以上1時間未満	610円	61円
	1時間以上2時間未満	920円	92円
	2時間以上	1,230円	123円
強度行動障害児支援加算I (1日につき)		2,000円	200円
関係機関連携加算 (月1回を限度)	(I)	2,500円	250円
	(II)	2,000円	200円
	(III)	1,500円	150円
	(IV)	2,000円	200円
事業所間連携加算 (月1回を限度)	(I)	5,000円	500円
	(II)	1,500円	150円

福祉・介護職員等処遇改善加算対象	13.4%
------------------	-------

\*サービス提供に要する下記の費用は、通所給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- 1 療育活動にかかる材料費などの実費（その都度、内容の説明をいたします。）
- 2 イベント費・お茶代・昼食代等

\*保護者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

\*1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の負担上限額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

なお、お住まいの地域により自治体独自の軽減策が実施されている場合があります。  
その場合は、軽減後の金額を上限額とします。

## 8. 利用料金、その他の費用のお支払方法

利用料、その他の費用は利用月ごとに計算し、請求いたします。

請求書は毎回のサービス提供の明細書を添えて、お渡し致します。利用月の翌月27日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 現金支払い      イ. 事業者指定口座への振り込み      ウ. その他

金融機関		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義			
郵便振替口座		口座名義	

\*お支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係わらず10日以内にお支払いいただけない場合には、契約を解除させていただいたうえで未払い分をお支払いいただきます。

## 9. サービス利用に関する留意事項

### (1) 通所受給者証の確認について

「住所」及び「支給量」「指定通所支援の種類」「有効期間」など「通所受給者証」の記

載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに当事業所従事者にお知らせください。  
また、当事業所従事者より「通所受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

### (2) 施設、設備、敷地等はその本来の用途に従って利用してください。

### (3) 当事業所の職員や他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行う事はできません。

## 10. 事故発生時及び緊急時の対応

施設の営業時間（送迎時間を含む）中に、利用者の事故が発生した場合又は利用者の容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、下記の方法で対応します。

- (1) 利用者の事故が発生した場合又は利用者の容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにそって連絡いたします。  
(利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先、その他医療機関等)
- (2) 急を要する場合は、当事業所の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。
- (3) 必要に応じて、警察、消防、都道府県、市町村、その他関連機関への連絡を致します。
- (4) 事故再発防止策として、事故報告書に基づき調査・検討をして防止策の作成をします。
- (5) 当事業所内の会議に事故事例は提出し、再発の防止に努めます。

## 11. サービスの内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談について

- (1) サービスの内容及び個人情報取り扱い等に苦情・相談がある場合は、下記窓口にご連絡下さい。

【受付窓口/苦情受付窓口】 (担当者)	
受付時間	曜日：月曜日から金曜日（祝日を除く） 時間：午前9時から午後5時
苦情解決責任者	佐藤 聰
TEL / FAX	088-678-8297／088-678-8174
【受付窓口/苦情受付窓口】 徳島市障がい福祉課 TEL / FAX	所在地 徳島県徳島市幸町2-5 088-621-5177
受付時間	曜日：月曜日から金曜日 時間：午前9時から午後5時
【受付窓口/苦情受付窓口】 石井町役場 TEL / FAX	所在地 徳島県名西郡石井町高川原字高川原121-1 088-674-1111
受付時間	曜日：月曜日から金曜日 時間：午前9時から午後5時
【受付窓口/苦情受付窓口】 徳島県運営適正化委員会 TEL / FAX	所在地 徳島県徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター3階 088-611-9988

## 12. 虐待の防止について

当事業所は、虐待を防止するために、以下の対策を講じます。

- ①虐待防止担当者を選任しています。 虐待防止担当者
- ②研修等を通じて、当事業所従事者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ③当事業所従事者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ④当事業所従事者又は保護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

【徳島市障がい者虐待防止センター】	
受付時間	24 時間 365 日
TEL / FAX	088-623-3011 / 088-621-5300
【石井町障がい者虐待防止センター】	
受付時間	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分 088-674-1116 / 088-675-1500
TEL / FAX	平日夜間 17 時 15 分から翌 8 時 30 分 土日祝日・年末年始 088-674-1111 / 088-675-1500

- ⑤虐待防止に関する委員会を設置し、検討結果について従業員へ周知するものとします。
- ⑥成年後見制度の利用支援を行います。⑦苦情解決体制の整備を行います。
- ⑧虐待防止マネージャーを選定し、従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（内・外部研修年間 2 回以上）を行い、従業員の人権意識の向上、知識や技術の向上に務めます。
- ⑨虐待の疑い又は発生した際は、第三者委員を交え虐待防止委員会を実施し、原因の分析と再発防止に務めます。
- ⑩指定児童発達支援の提供にあたり従業員が悩みや苦労を相談できる体制を整えると共に利用者及びその家族の権利擁護に取り組めるよう環境を整備に務めます。

## 13. 個人情報の保護について

当事業所は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、本サービスに携わるものの大変な責務と考え、当事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

- ①当事業所の従事者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
  - ②当事業所の従事者であったものは、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
  - ③当事業所では利用者の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限りあらかじめ利用者もしくはご家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。
- 当事業所が委託をする医療関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

#### **14. 身体的拘束廃止の取り組みについて**

利用者又はその他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はいたしません。

#### **15. 非常災害時の対応について**

非常災害、その他緊急の事態に備え、年2回以上利用者及び職員等の避難、救出その他必要な訓練等を行います。災害が発生した場合でも、必要な福祉サービスの提供ができるように、業務継続に向けた計画及び、従業者への研修・訓練等の必要な措置を講じます。

#### **16. 感染症対策について**

感染症の発生、まん延を防ぐため感染症対応の委員会の定期的な開催、指針の整備、従業者への研修・訓練等の必要な措置を講じます。感染症が発生した場合でも、必要な福祉サービスの提供ができるように、業務継続に向けた計画及び、従業者への研修・訓練等の必要な措置を講じます。

#### **17. 情報開示及び記録の保管について**

当事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、保護者にその内容のご確認後、押印していただきます。

また、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要なコピー料などの諸経費は保護者の負担となります。）

なお、法に定めるサービス提供に関する記録は5年間保管し、保管期間が終了した書類については適切な対応により破棄します。

#### **18. 契約の解約、終了**

契約は有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の30日前までに解約届出書をご提出ください。解約料は徴収いたしません。

当事業者からの解約はやむを得ない場合のみとし1ヶ月以上の期間をおき理由を通知します。

#### **19. 損害賠償**

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

#### **20. その他**

当事業所に対する質問・要望等については当事業所として適切に対応いたします。

サービスの提供に際し、上記内容の説明を行いました。

説明日	令和	年	月	日
説明者	職名		氏名	(印)

【事業者】	所在地	〒779-3117 徳島県徳島市国府町日開字中 898 番地 4
	事業者(法人)名	株式会社ツーピースコーポレーション
	代表者名	佐藤 聰 (印)
	事業所名	あいちゃん家

上記の内容について説明を受けました。

【通所給付決定保護者】	住所	
	氏名	(印)